

**① 申請**

- ・必要提出書類と様式は別紙をご参照ください。

**② 納金**

- ・道路掘削ありの場合は水道管の埋設資料等をお持ち帰りください。
- ・申請時に提出した図面に修正指示が書かれているか確認し、後日修正図面を提出してください。
- ・その他、足らずの書類や押印漏れ等の指摘事項が無いか確認してください。

**③ 立会日の予約（道路掘削ありの場合）**

- ・立会願一式を事前に提出してください。

提出書類	備考
分岐工事立会願	分岐工事立会願の様式を使用してください。
道路使用許可（写）	交通誘導員の配置図も添付してください。
道路占用許可（写）	私道の場合は不要です。 府道、国道は道路占用許可書類の一式の写しを提出してください。詳しくは「府道工事の時」をご参照ください。
埋設協議の回答書（写）	

**④ 竣工**

- ・施工後、速やかに資料を提出してください。

提出書類	備考
竣工届（チェックシート）	給水装置工事竣工届(自主検査報告書)の様式を使用してください。
修正図面	東大阪市上下水道局指定の様式を使用してください。 (東大阪市のHPからダウンロード可能)
工事写真	※1
新規開栓申込書	メータ1個の改造工事の場合は必要ありません。 複数メータを取り付ける場合、複数枚の用紙が必要です。 用紙をお持ちでなければ給水課竣工受付にてお渡しします。

- ・その他協議事項

協議事項	備考
通水試験	2世帯住宅やハイツ等、局支給のメータを2個以上設置する場合、現地にて通水試験を行います。
貯水槽立会	検査を行うにあたり、ドアの開錠等の必要が無く、外から確認できる状態であれば立会の必要はありません。
ブースター立会	※ブースター検査の場合、非常用散水の確認に伴い数分間断水しますがご了承ください。

※1

工事内容	必要な写真
道路掘削なし、工事用散水	メータBOX周り（近景及び遠景）の写真。 圧着した場合、圧着保護用のMCユニオン取付の写真。
道路掘削なし、内部工事	メータBOX周り（近景及び遠景）の写真。 圧着した場合、圧着保護用のMCユニオン取付の写真。 メータBOX内にて水圧試験を行っている写真（近景・遠景） メータBOX内での測定が難しい場合、散水栓でも可。 それ以外の場所で行う場合、事前に相談してください。
道路掘削あり	「工事写真(道路掘削あり)」を参照してください。

※その他、貯水槽を設置する場合は貯水槽周りの写真も必要です。

※既設管を切断して新設管を接合する場合、接合部の写真も必要です。

## 工事写真 (道路掘削あり)

- 着手前・保安状況
- 工事看板
- 材料検収
- 舗装版切断工
- 舗装版積込工
- 路盤掘削・積込工
- 水道本管の埋設深さ（管上）と寄りをスタッフで計測
- サドル取付・穿孔状況
- 防食コア挿入（前・中・後）
- ポリスリーブ取付工
- PP布設工（埋設深さをスタッフで計測）
- 分岐止め（近景・遠景）
- 改良土埋戻・転圧工
- 路盤埋戻・転圧工
- 仮As転圧
- 仮Asにマーキング  
(サドルは「○」、分岐止箇所は「×」、空いているスペースに「水3」)
- メータBOX周りの施工状況
- 施工後（全景）

※工事内容によって必要な写真は変わってきますので、あくまでも一例です。

## 1 給水管の新設または撤去と新設を同時に施工する場合

- ・工事申込後、八尾土木事務所への占用申請を給水課の経由を経て行ってください。
- ・工事立会願提出の際に、道路占用許可書類一式のコピーを提出してください。
- ・道路部分の工事完了後、八尾土木事務所へ竣工届の提出が必要となります。  
八尾土木事務所へ竣工届を提出する際には、竣工届を正副2部提出し、  
副の書類に八尾土木事務所の受付印をもらい、持ち帰ってください。

今回施工した給水管は、東大阪市へ引き継ぐ必要がありますので、次の書類を提出してください（なお、給水装置工事竣工届の提出と同時である必要はありません）。

- ・八尾土木事務所の受付印が押印された竣工届のコピー
  - ・廃止届
- 

## 2 給水管の撤去工事のみを行う場合

撤去工事のみの場合は、上下水道局から占用許可申請を行います。

位置図・施工図面・現況写真・34条協議書を提出してください。

申請後の警察協議書の受領、道路使用許可申請、占用許可申請書の受領、竣工届の提出は、工事事業者様で行って頂きますのでご協力のほどよろしくお願ひいたします。

竣工届は申請者を記入したひな形をお渡ししますので、それをご使用ください。

各種許可申請の受領後、工事立会願を提出してください。

撤去工事が完了し、八尾土木事務所へ竣工届の提出が済みましたら、手元にあります道路占用許可書類を給水課へ返却してください。

※給水課への提出書類は、下線を引いた書類です。

問い合わせ先：給水課 工事担当

令和 6 年 10 月 9 日

## 給水装置工事申込書様式の利用について

給水装置工事申込書及び関係書類の作成にあたっては、下記事項に留意のうえ、  
作成をお願いします。

記

### 様式の使用方法について

- ①の様式はA4縦両面、⑥の様式はA3横、⑧の様式はA4横、その他の様式はA4縦で白黒印刷してください。（給水装置工事申込書の給水装置所有権申立の未入力部分は灰色のまま印刷されますが仕様です）
- 提出書類一覧表で必要書類を確認してください。
- 申請地地図はA4縦で印刷し工事場所を朱色で着色してください。

### 使用上の注意事項について

- 各様式は時点更新を行う場合がありますので、常に最新の様式で提出をお願いします。 様式の更新があった場合は、ホームページ及び受付窓口で周知させていただきます。

## 提出書類一覧表

### ◆一般

①  給水装置工事申込書

- ※1  給水装置の所有権申立  
 分岐承諾書

給水装置配管図(平面・立面)

※2  申請地地図(A4)

※3  公図・登記事項要約書( 申請地 ・ 道路 )

※4  建築確認済証(表紙のみ)

※5 ②  第一バルブ以降の維持管理に関する誓約書

※6 ③  既設給水管通過承諾書

※7 ④  既設給水管敷設替承諾書

### ◆ブースターポンプ

※※  直結増圧装置設置通知書

⑤  管理人等選任(変更)届

⑥  直結増圧給水装置の維持管理に関する誓約書

### ◆貯水槽

※※  貯水槽設置通知書

貯水槽以降配管図

仕様書(貯水槽)

### ◆その他

※※  給水装置の所有権変更届

※※  撤去依頼書

※※  私有小管寄付願書

### ◆立会願

※8 ⑦  分岐工事立会願

道路使用許可(写)、道路占用許可(写)、埋設協議の回答書(写)

### ◆竣工届

⑧  給水装置工事竣工届

給水装置配管図(平面・立面)

工事写真

### 備考

※1	提出なしの申請でも受け取りは可能ですが、給水装置工事申込書の誓約事項にもあるとおりこの工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決をお願いします。
※2	申請地地図はA4縦で印刷し工事場所を朱色で着色してください。
※3	工事場所の土地所有者確認のため提出してください。建築確認済証の添付がある場合はそれで代えることができます。ただし、建築確認済証の添付がある場合でも、道路部（里道・水路敷・私道・表層認定道路）の掘削があるときは、道路部分の公図・登記事項要約書の提出が必要です。
※4	建物内部の工事を含む場合に提出してください。既設建物にかかる改造工事等で建築確認済証がない場合は、公図及び登記事項要約書を提出してください。
※5	メーターの一次側に第一止水栓を設ける場合に提出を求めるときがあります。 申込みにあたっては事前にご相談をお願いします。
※6	申請地内に他者所有の既設給水管が通過している場合に提出してください。 申込みにあたっては事前に埋設管調査をお願いします。
※7	他者所有の既設給水管の敷設替を行う場合に提出してください。申込みにあたっては事前に埋設管調査をお願いします。
※8	道路部の掘削がある場合は、加入金・手数料の納付後、工事の施工前に工事担当に提出してください。
※※	ホームページに様式を掲載していません。必要となる場合は、窓口でお渡しする指定様式にご記入をお願いします。

水栓番号										
設計										
納金										
竣工										
検査										
精算										
決 裁	精 算	課長	総括主幹	担当者		審 査	課長	総括主幹	担当者	受付
下記給水装置工事の施工承認してもよろしいか。										

## 給水装置工事申込書

(宛先)

東大阪市上下水道事業管理者 様

年 月 日

東大阪市水道事業給水条例第5条により、給水装置工事を次のとおり申し込みます。

本申込書の提出に当たり、東大阪市水道事業給水条例、同施行規程及び裏面の誓約事項を遵守するとともに、本工事に関する第三者からの異議申し立てについては、当方で責任をもって解決します。

また、給水装置工事を行うに当たり、工事に必要な一切の権限を下記の指定給水装置工事事業者に委任します。なお、加入金・手数料等を納期限までに納付しなかったときは、申込みが取り消される事を了承します。

申込者  
(委任者)

住 所

-----

氏名又は名称  
代表者の氏名

電話番号

-----

工事場所  
(設置場所)

備考 当該申込みにおいて記入された個人に関する情報について、給水装置工事の施工に伴う事務のほか、水道事業の運営に係る事務の目的に利用することを承諾します。

指定給水装置工事事業者

指定第

号

A. 新設 B. 改造工事 C. 撤去工事

D. その他 ( )

委住所

-----

工種

商号又は名称

A. 一般用 B. 工事用散水

C. その他 ( )

主任技術者交付番号

第

号

氏名

給水方式  直結直圧式  3階直結直圧式  
 直結増圧式  貯水槽式

誓約事項及び提出書類は全て申込者に説明しております。

担当者氏名

担当者TEL

メータ一口径

誓 約 事 項	1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、東大阪市上下水道局に対し損害を請求しません。
	2. 加入金・手数料等について、東大阪市水道事業給水条例の定めに従い納付します。
	3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。 もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等、自費で必要な対応を行います。
	4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。
	5. 工事用、臨時用、散水栓の申請においては、使用目的が終了したとき、又は他用途に変更するときは速やかに申請書を提出し、東大阪市上下水道局の指示に従います。
	6. 私有小管、予定栓の申請においては、区画変更や建築計画変更等に伴う不要な引込み給水管は、給水装置工事施行基準第24条により撤去いたします。
	7. 給水装置工事に伴う道路の掘削跡は、当方にて責任を持って本復旧工事をし、舗装後のくぼみ等の苦情が発生した場合は、当方にて解決します。
	8. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。
	9. 本申請にかかる誓約事項は第三者に権利を譲渡する場合、その者に対して承継します。

## 給水装置の所有権申立

本申請地に所属する既設給水装置は、私の所有で相違ないことを申し立てます。

東大阪市水道事業給水条例第33条第1項により、既設給水装置に係る加入金権利を施行する給水装置工事で行使します。

添付書類 :  登記事項要約書等  建築確認済証  その他 ( )

水栓番号	メーター口径	水栓番号	メーター口径	水栓番号	メーター口径	水栓番号	メーター口径
専	φ	専	φ	専	φ	専	φ
専	φ	専	φ	専	φ	専	φ
専	φ	専	φ	専	φ	専	φ
専	φ	専	φ	専	φ	専	φ

## 分岐承諾書

年 月 日

標記の給水装置工事のため、私所有の給水管から 分岐・増口径 することを承諾します。

給水管所有者

住所

氏名

給水管所有者

住所

氏名

印  
(自署の場合押印省略可)

市 号 その他													
加入金執行管理表 有・無													
名 称	設計金額 (円)			精算金額 (円)			追徴金額 (円)						
加入金													
内消費税等相当額	( )			( )			( )						
設計審査手数料													
工事検査手数料													
小 計													
合 計													
還 付	加入金 (円)			追 徴	加入金 (円)								
	給水工事手数料 (円)				給水工事手数料 (円)								

上記、合計金額には消費税等相当額含む。

撤	LP	員	1F	

申込番号 号

令和 年 月 日

## 第一バルブ以降の維持管理に関する誓約書

(宛先) 東大阪市上下水道事業管理者

申込者 住 所

氏 名

指定給水装置工事事業者 住 所

商号又  
は名称

主任  
技術者

この度、下記工事場所において給水装置工事の申込みをいたしますが、分岐後の給水装置の第一のバルブ以降申請地内については申込者で責任をもって維持管理をいたしますとともに、給水装置に起因する出水不良、濁水及び漏水等による諸問題が生じましても、申込者にて処理をいたします。

なお、給水装置を第三者に譲渡する際には、必ず上記事項を継承します。

以上のとおり誓約いたします。

記

給水装置設置場所： 東大阪市

申込番号

号

令和

年

三

### 既設給水管通過承諾書

(宛先) 東大阪市上下水道事業管理者

申込者 住 所

### 氏名

記

### 工事場所（給水装置所在地）

東大阪市

この度、上記工事場所において給水装置工事の申込みをいたしますが、下記水栓番号の既設給水管が申請地内に通過及び埋設されていることを承諾いたします。

今後、この件に関して起こりえる係争、その他の問題等が発生した場合は、申込者の責任で解決し、貴市水道局には一切ご迷惑はお掛けいたしません。

なお、当該土地の権利移転の際には、継承者に本承諾内容を継承させます。

申込番号 号

令和 年 月 日

## 既設給水管敷設替承諾書

(宛先) 東大阪市上下水道事業管理者

申込者 住 所

### 氏名

記

### 工事場所（給水装置所在地）

東大阪市

この度、上記工事場所において給水装置工事の申込みをいたします。

これに伴い、下記水栓番号の既設メーターを新給水管に敷設替するために所有者に承諾をいただきました。今後、この件に関する問題等が発生した場合は、当方の責任で解決いたします。

(敷設替承諾者一覽表)

※(自署の場合押印省略可)

申込番号 号

令和 年 月 日

## 管理人等選任（変更）届

（宛先）東大阪市上下水道事業管理者

申込者 住 所

氏 名

次のとおり、管理人等を選任（変更）しましたので届出します。

1. 工事場所（給水装置所在地）

東大阪市

2. 建物名称

3. 管理人（建物設備一般を管理する業者、団体（組合）等を含む。）

住 所

氏 名

TEL

- -

4. 維持管理業者

（1） 指定給水工事事業者

住 所

商号又  
は名称

主任  
技術者

TEL

- -

（2） 増圧装置及び減圧式逆流防止器の管理業者

住 所

商号又  
は名称

代表者

TEL

- -

申込番号

令和 年 月 日

## 直結増圧給水装置の維持管理に関する誓約書

(宛先) 東大阪市上下水道事業管理者

申込者 住 所

氏 名

工事場所 (給水装置所在地)  
東大阪市

建物名称

管理人 (建物設備一般を管理する業者、団体(組合)等を含む。)

住 所

氏 名

TEL

直結増圧給水方式による給水装置の維持管理について、下記事項を誓約します。

記

## 1. 水道使用者等への周知

直結増圧給水装置について次のような特徴を理解し、水道使用者に周知させるとともに、直結増圧給水装置による給水についての苦情を水道局に一切申し立てません。

(1) 停電や故障により増圧ポンプが停止したとき、または制限給水等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生したときには、非常用の給水栓を使用します。なお、非常用の給水栓使用料支払いについては、当方の責任において行います。

(2) 直結増圧給水装置を設置した場合は、受水槽のような貯留機能がないため、上下水道局による計画的な配水管布設工事及びメーターの取り替え工事又は水道管折損事故等緊急の断水の場合には、水の使用が出来なくなることを承諾します。

## 2. 定期点検等

増圧式給水装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要なつど保守点検または修繕を行います。

## 3. 損害の補償

増圧式給水装置に起因して、逆流または濁水等が発生し、水道局もしくは他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

## 4. 管理人等の変更の届け出

直結増圧給水装置の所有者及び管理人または維持管理の指定業者等に異動もしくは変更が生じたときは、直ちに水道局にお届けします。

## 5. メーターの管理等

メーターは、善良な管理者の注意をもって管理し、メータ一点検または機能に障害のないようにいたします。また、水道メーターの検定満期や故障に伴う交換に関し、上下水道局および施工業者の指示に従い、円滑な作業遂行のために協力します。

## 6. 条例規定の厳守

東大阪市水道事業給水条例に規定する給水装置の管理義務を厳守するとともに、特に第1止水栓以降(宅地内)は、当方の責任で維持管理(漏水の防止、修繕工事等)いたします。

## 7. 配水管水圧によるポンプ稼動の有無

配水管水圧の変動により、ポンプが稼動しない場合がありますが、それについて水道局にいっさい異議は申し立てません。

## 8. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧給水装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道局にいっさいご迷惑をかけません。

## 9. 既設配管の使用

既設の装置を使用し、直結増圧式給水にした場合は、これに起因する漏水等の事故については、申請者(所有者)または使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。

## 10. ポンプの維持管理

直結増圧給水装置には、故障等の異常時に自動的に管理人や使用者、維持管理業者に警報が迅速に伝わるシステムを取り付けます。なお、直結増圧給水装置の工事、維持管理を行うものとして、下記のものを指定します。

## 維持管理業者

## (1) 指定給水工事事業者

住 所

商号又  
は名称主任  
技術者

TEL

## (2) 増圧装置及び減圧式逆流防止器の管理業者

住 所

商号又  
は名称

代表者

TEL

申込番号

号

令和

年

月

日

分岐 新設  
撤去 工事立会願

(宛先) 東大阪市上下水道事業管理者

指定給水装置工事事業者 住 所

商号又  
は名称

主 任  
技術者

下記の申請場所において、分岐工事等の立会検査をお願いします。

工事完了後、速やかに竣工書類（竣工届・工事写真・図面）を提出致します。

記

工 事 場 所	東大阪市		
申 込 者			
道路使用許可番号 ( 警 察 )	警察署	( 第 )	号
許 可 期 間	令和 年 月 日	～	日
道路占用許可番号 ( 道路管理者 )	市道 ・ 府道 ・ 法定外 ( 第 )	・	私道 号
工 事 担 当 者			
緊 急 連 絡 先 ( 携帯番号 )	—	—	—
施 工 日 時	令和 年 月 日 ( )	～	日 ( )
備 考			

技術管理者	課長	総括主幹	担当者

(宛先) 東大阪市上下水道事業管理者

令和 年 月 日

## 給水装置工事竣工(自主検査報告書)

水道法第25条の4第3項に基づき、下記のとおり給水装置工事の確認し報告します。(検査日 令和 年 月 日)

申込(調定)番号	工事場所	申込者	主任技術者	給水装置工事事業者		
年度 号	東大阪市					
検査種別及び検査項目	検査の内容		検査種別及び検査項目	検査の内容		
平面図・立面図・系統図等	配水管から申請地までの材質・口径・延長・使用材料等が記入されている 申請地内の材質・口径・延長の記入 方位の記入 平面図と立面図が整合している 建物の位置・隣接家屋の境界が分かりやすい 給水栓の位置・種類を記入している 給水装置の構造及び材質の基準(水道法施行令第6条)に適合している	接合	<input type="checkbox"/>	クロスコネクションとなっていない 配管は、適切な接合が行われている		
			<input type="checkbox"/>	メーターが水平に取り付けられるように配管されている メーター設置位置は、検針・取替えに支障がない 止水栓は、逆付け・傾きなく操作に支障がない		
		メーター・止水栓	<input type="checkbox"/>	ボックス	<input type="checkbox"/>	傾きがなく適正に設置している
			<input type="checkbox"/>	3階直圧給水の時	<input type="checkbox"/>	逆流防止装置を設置している
			<input type="checkbox"/>	直結増圧装置設置の時	<input type="checkbox"/>	非常用給水栓(Φ20以上)を設置している 設置位置、装置が施工基準に適合している
		分岐部 * 道路掘削の時	配水管への取付口の位置は適正である 配水管の取付け口径は、著しく過大ではない 配水管からメーターまでの構造・材質が市指定のものになっている	貯水槽設置の時	<input type="checkbox"/>	吐水口と越流面等との位置関係の確認 給水装置施工基準の貯水槽の設置位置と構造に適合(六面点検可能・直圧1栓を設置等)
					<input type="checkbox"/>	通水試験
配管 給水用具	配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていない 水の汚染・破壊・凍結等の防止措置をしている 逆流防止の為の給水用具の設置、吐水口空間等が確保している 道路・敷地内の埋設深さは、所定の深さを確保 基準適合品を使用している			水圧試験	<input type="checkbox"/>	0.735Mpa以上による水圧試験(1分間以上)で、漏水及び抜けのないことを確認
		水質の確認	<input type="checkbox"/>	濁度、色度、臭気、味覚の観察に異常がない		
		水道局記入	残留塩素の確認(水道局確認事項) 残留塩素濃度( )mg/l 備考			
		穿孔立会人				
		残塩検査人				

※提出写真は、道路工事部(分岐穿孔工種別・道路部給水管埋設・路面仮復旧等の写真) 敷地内部(メーターボックス設置・水圧テスト状況の写真)